慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近代中国における学校音楽教育論の成立史研究 : 清末民初における留日知識人の音楽教育思想の分析を介して
Sub Title	
Author	高, 婷(Gao, Jing)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.64 (2007.) ,p.206- 217
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告 : 学位授与者氏名及び論文題目 : 博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000064-0206

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

関係があるかという問題が興味深いものであることには同意する。

このように，本論文が掲げるテーマの大きさゆえに生じていると考えられる，構成も含めたいくつかの問題と，実験手続きと処理に関わる若干の問題とが議論の対象となったが，これらはいずれも本論文が明らかにした計時行動と選択行動の統合的理解のための基礎的知見の集積と展望に対し少しも障碍となるものではなく，むしろ今後検討していかなければならない新しい研究テーマを議論を通して生み出すよい機会となっていた。以上の点を鑑み，審査員一同は本論文が博士（心理学）学位を授与するに値するものと判断する。

博　士（教育学）［平成19年2月21日］

甲　第2702号　高　婷

近代中国における学校音楽教育論の成立史研究
—清末民初における留日知識人の音楽教育思想の分析を介して—

〔論文審査担当者〕

主　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
教育学修士　舟山　俊明

副　査　中央大学文学部・大学院文学研究科助教授
学術博士　榎本　泰子

副　査　中華人民共和国中央音楽学院教授
博士生導師（博士指導教授）　張　　前

副　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
文学修士　山本　正身

内容要旨

本学位請求論文は，音楽が近代中国の学校教育に組み込まれていく過程のなかで，どのように位置付けられ，どのようなことが着目されてきたか，という問題の解明を目指し，従来ほとんど研究されてこなかった清末民初における学校音楽教育をめぐる当時の知識人の言説の歴史的展開過程を，20世紀初頭の日本留学の高揚期から，民国初期の学校制度が樹立されるまでの時期を中心に，考察した論考である。

本論文は，以下のような構成によって展開されている。

序章では，先行研究の動向と問題を踏まえ，本論文の研究視角と目的，方法を説明している。これまでに，清末から民国初期における中国の学校音楽教育について，断片的に言及する研究はあるものの，学校音楽教育論の構築という視点から，当時の音楽教育をめぐる言説を体系的に解き明かした学術研究は殆ど皆無といってよい。しかしながら実際この時期では，留日学生を中心とする知識人が学校音楽教育をめぐって多様な言説を発する一方，数多くの唱歌集が作成されており，このような状況において，近代中国における学校音楽教育が開始された。すなわち，清末における学校教育への音楽の導入は，当時の知識人の主体的，自発的な働きかけを通じて行われたのである。したがって，本論文では，この時期に学校音楽の普及を主体的に推し進めた教育者たちの言説を取り上げ，彼らが音楽を学校教育に取り

入れようという関心を成り立たせた共通の立脚点とは何であったか，ということを問題にし，学校教育段階において一般民衆に音楽教育を施す目的とその人間形成的意義をどのように論じていたのかを，明らかにすることを目的とした。

研究方法に関しては，本論文では，当時の知識人の音楽教育思想を考察対象の中軸とした。彼らは雑誌などを通して，学校音楽教育に関する多種多彩な言説を発していたが，これが近代中国学校音楽教育を成立させる上での理論的基盤を構築するものとなった。彼らの学校音楽教育に対する主張は，近代中国学校制度における音楽の位置づけを理論化するものであり，さらに実際の学校音楽教育を方向づけるものでもあった。また，近代中国における学校音楽教育の成立過程を明瞭に把握するために，学校音楽教育に関する教育法令上の規定の変遷を補助線として考察した。清末における学校音楽教育の草創期に主力となって，音楽教育論を構築し，唱歌作成に取り組んでいたのは留日学生であり，彼等を媒介に，明治日本の学校音楽教育が中国のそれに多大な影響を及ぼしていた。したがって，近代中国の学校音楽教育の始動期に，明治日本の学校音楽教育がどのように投影していたのか，ということを本論文のもう一つの補助線として考証を加えた。

第一章では，清末の留日学生の音楽教育言説分析のための準備作業として，アヘン戦争以降の，教育法制度の特質や学校音楽教育関係の項目，学校音楽教育をめぐる知識人の言説を，学校音楽教育が留日学生によって開始される以前の前史として検討した。近代中国における近代学校制度の本格的な導入は「奏定学堂章程」の発布によってであったが，それは清朝政府の主導によって「上から」作り出されたものであった。各学堂で教えられる教科目によって構成された教育内容は，清朝政府の統治を維持するために不可欠とされた儒教道徳注入のための教科と，国家富強に役立つと見なされた近代的諸教科からなっていた。その際，音楽は徳育に資するものであると認識されてはいたが，随意科として教科課程に位置付けられ，教授時間数に関する規定もなかった。それ以降も，音楽の導入及び実施に関して，清朝政府側は決して積極的ではなく，情勢により不支持の態度すらとっていた。したがって，「上から」作り出された近代中国の学校教育制度において，音楽は当時の清朝政府に不急なものと看做され，実際には学校教育内容から除外されていたのであった。

清朝政府が音楽教育を度外視していたのに対し，維新派をはじめとする民間知識人は音楽の教育的意義を検討し，音楽教育の必要性を提唱した。アヘン戦争に始まる一連の敗戦で亡国の危機に瀕した清末に，維新派は対策として，国の改造を担う人材養成を目的とした教育改革方針を打ち出し，より広範な民衆を対象とした近代学校教育を普及させるために，抜本的な教育改革を行うべきであるという認識が形成された。その際，欧米及び日本の近代学校制度が，清末の教育改革の手本となった。維新派を代表とする一部の知識人は，それらの国々において学校教育内容の一部に音楽が組み込まれていることに注目し，近代学校教育の一環として音楽教育をカリキュラムのなかに取り入れるべきであると提案した。維新派のリーダーであった康有為，梁啓超は，中国の近代学校教育における音楽教育の必要性を強く訴えた中心的な存在であった。

しかし，当時維新派が近代学校教育の一環として音楽教育に注目したのは，決して列強の侵略や模範とされる外国の近代教育などの外的要因がもたらした影響のみによって説明できるものではない。音楽教育を受け容れる内的な思想的基盤が，伝統教育を受けてきた清末の知識人のなかに既に存在していたという点にも注目すべきである。この思想的基盤となったのは儒教の古典文献に組み込まれている礼楽思想であった。礼楽思想こそ，当時の知識人にとって西洋学校音楽教育を理解する上での最も身近で親

しみのある手がかりであった。維新派が教育改革案に音楽教育を取り込むことを構想したのは，儒教の礼楽思想が近代化という文脈において読み替えられた結果であるとも言える。

教育救国の宣揚による教育への関心と西洋音楽教育への注目とが高まりつつあった当時の学校音楽教育の意義は，儒教の礼楽思想によって認められていた。清末において学校音楽教育の必要性が主張されるようになった当初は，音楽教育に関する言説の主体は主に維新派のリーダーである康，梁に限られており，その質も量も決して豊かなものではなかった。このような維新派によって提起された音楽教育論が十全に開花するようになるのは，清国留日学生の音楽教育言説においてであった。

第二章では，留日学生の音楽教育活動に多大な影響を及ぼした明治日本の音楽教育状況について検討した。具体的には，明治日本学校教育を概観した上で，留日学生が当時経験した明治30年代の音楽教育状況を深堀した。

明治日本の学校音楽教育の状況と，清末の中国における学校音楽教育の成立との関連性については，以下の三点を指摘することができる。

第一に，明治日本において唱歌は「徳性ノ涵養」のための教科として位置付けられていた。明治日本の学校音楽教育が発足した当初から，唱歌教育においては音楽的芸術性よりも，歌詞の「徳性」の側面が重要視されており，唱歌教育は芸術教育としてではなく，徳育として推進されていった。このような学校音楽教育に対する位置づけは，清末の留日学生の音楽教育論にも見出される。

第二に，日清戦争の勃発とともに，日本では富国強兵の国策のもと軍歌が流行するようになり，教育界軍歌を通して子どもの愛国心や尚武精神を養成する気運が醸成された。後に，同様の論調が清国留学生の唱歌教育論においても認められるようになる。

第三に，明治日本の学校音楽教育は，教育目的における美感養成への着目，教材における（修身科目などの）他教科との関連性の重視，歌詞の簡易化，人物唱歌の多用，国家主義思想の涵養，単旋律のみの構成，子どもの声域への考慮，教授法における形式的段階など，多くの点においてヘルバルト主義からの影響を受けていた。そして，これらのヘルバルト主義の影響下に形作られた理論の多くは，清末の留日学生の音楽教育論においても踏襲されていく。

しかし注意しなければならないのは，明治30年代には，ヘルバルト主義の影響を受けて，日本の音楽教育界において，徳育のみならず，美育の側面から唱歌・音楽の教育的意義を論ずるものが多く見られるようになるが，このような音楽の美育的教育機能に着目した論調は，清末の留日学生の音楽教育論の形成に殆ど反映されなかったということである。

第三章では，20世紀初頭の日本留学の高揚期に，清国留日学生が発行した雑誌にみられる音楽教育に関する言説に焦点を当て，それぞれの主張の内容分析とそれらの主張の思想関連について考察を行った。これらの清朝留日学生の音楽教育論は，中国が近代国民国家を形成していく過程と並行して，国民精神を如何に形成するかという共通した問題意識のもとで練り上げられ定式化されていったものであった。したがって，この時期の音楽教育論では，音楽（唱歌）教育の目的と役割に議論が集中しており，その延長線上で音楽教育の内容に関する検討も視野に入れられることはあったが，教授法にまで立ち入った議論が行われることはなかった。

この時期の音楽教育の目的論は，当時の知識人たちに共有されていた近代国民国家形成という喫緊の課題を中心に据えて議論されていた。その際に，音楽は国民の精神を統合し国民の精神共同体を構築するのに有効な手段として認識されていた。そして，国民の資質が問題とされるなか，音楽教育の目的は，

主に歌詞を通して，愛国心，尚武と進取の精神など国民に必須の徳目を養成するという，徳育的な意義において理解された。この時期の音楽教育の定義は，音楽を，人間の感情を表現するもの，また感情を教育するものとして捉えながらも，とりわけ道徳的な感情の養成を主眼に置くものであった。

一方，当時の留日学生の音楽教育論においては，彼等を取り巻いていた明治日本の学校音楽教育界の議論と歩調を合わせる論点が多く見出される。明治30年代は日本の国民国家の形成期とされているが，当時の日本の学校音楽教育については，ヘルバルト主義の影響と言文一致唱歌の隆盛が大きな特徴として指摘できる。ヘルバルト主義の影響によって，唱歌と他教科とを関連づけて教授することが主張されたが，とりわけ修身科との連携を重要視する考えには，ヘルバルト主義の「中心統合」の影響が見て取れ，それが清国留日学生の音楽教育論にも色濃く反映されていた。一方，田村虎蔵によって立案され一世を風靡した言文一致唱歌は，明治30年代における言文一致運動の隆盛とは軌を一にするものであったと考えられるが，清国留日学生の音楽教育論が教育対象となる子どもの立場を考慮して歌詞の平易さを重視したのも，こうした言文一致運動の動向を汲み取った結果であるといえる。しかしながら，当時中国の音楽教育界において明治日本の音楽教育の蓄積がかなり活用されていながら，明治30年代に頻繁に唱えられていた唱歌の美育機能に着目する論調はほとんど見られない。音楽教育の目的論において美育論が吸収されなかったのは，当時の音楽教育者の取捨選択によるものとしか考えられない。すなわち，清末当時留日学生によって繰り広げられた学校音楽教育論は，当時の知識人たちに共有されていた，列強に対抗できる近代国民国家の形成という喫緊の課題を意識して展開されていたのであった。留日学生の音楽教育論の根底には，国民全体の質的向上による国家の富強が目標とされていたのであり，音楽もその目的の実現のために機能すべきものと見なされていたから，音楽の美育機能は強調されることがなかったのである。

清国留日学生の唱歌教育思想を反映しているのが，当時教材として作成され使われていた唱歌集である。第四章では，留日学生による唱歌集のなかでも，特に沈心工の唱歌集に焦点を当て，その中にみられる思想的特徴を把握した。沈の唱歌集は，その唱歌教育観を示すものであるが，沈の音楽教育思想は，主に唱歌集に収載されている沈の解説と，沈が訳輯した石原重雄の『新選小学校唱歌教授法』を通してこれを理解することができる。

沈の唱歌教育目的論では歌詞を通して徳性を涵養することが図られたが，これは当時の留日学生の音楽教育の目的論と一致するものである。実際に，清末から民国初期にかけて沈心工が作成した唱歌集をみると，徳育的な内容の歌詞が最も多く採用されており，沈の唱歌教育観が明確に反映されている。

また，沈の唱歌集には，明治日本音楽教育から受けた影響が多岐にわたっている。具体的には目的論における徳性の涵養への強調，教材における修身などの他教科との連携及び学校生活との関連性の重視，低学年での口語体歌詞の多用，人物唱歌の採用，選曲にみる単旋律・長音階への傾斜，子どもの興味や音域への配慮などである。その何れもが，当時日本の学校音楽教育界に多大な影響を与えたヘルバルト主義の唱歌教育論を踏襲しているが，実際その殆どが石原の『新選小学校唱歌教授法』のなかで主張された見解でもあった。したがって，沈は直接的ではなく，ヘルバルト主義の影響を受けていた石原の唱歌教授論を介して，間接的にヘルバルト主義の音楽教育論を受容したと考えられる。

一方，石原は『新選小学校唱歌教授法』において，美の思想の養成を唱歌教授の直接的目的，教育の最高目的としての道徳的陶冶を唱歌教授の間接的目的としている。しかしながら，沈の訳書では，石原の唱歌の徳育的効能に関する部分が忠実に訳されている一方で，唱歌の美的教育機能に関する記述が削

除されており，沈の唱歌集では，美感を涵養するための唱歌は極僅かであった。したがって，石原による唱歌の美育的機能に着目する論考は，沈の唱歌教育観および唱歌集の構成理念には反映されなかったことが分かる。このことは，明治日本における唱歌の教育的意義に対する美育的論及が，当時の留日学生の音楽教育論に取り入れられなかったことを端的に示している。

清末においては，留日学生を中心に唱歌の徳育的な側面に着目する学校音楽教育論が展開される一方，美育という側面から唱歌の教育的価値を探究する論者も現れた。第五章では，近代中国学校音楽教育論における美育論の登場，及びそれが学校教育における音楽の位置づけにもたらした影響を解明した。

近代中国において初めて美育を提唱し，唱歌を徳育より美育に資する教科として位置づけるべきであると主張したのは，中国初の教育専門誌の『教育世界』に掲載されている王国維の一連の論稿であった。王の美育に立脚した唱歌教育論は，当時の中国の音楽教育界を貫流する，音楽（唱歌）を徳性の涵養に資するものとする捉え方とは一線を画する考え方であり，音楽教育の位置づけを多様化するものであった。王の美育論は，思想史上の意義は極めて大きいものの，それはあくまで理念上のレベルに留まっており，当時の音楽教育の実際に影響を与えるまでには至らなかったのに対し，民国初代の教育部総長を務めた蔡元培の美育論が，近代中国の学校音楽教育のあり方を大きく変貌させるものであった。蔡元培の美育論の思想的特徴として，知情意のバランスがとれた全人的人格の目的像，人間の感情を陶冶するという美育の役割に関する認識，及びドイツの観念論と儒教の礼楽思想を融合させた点が指摘できるが，これは王の美育論にも見出されるものであり，両者の美育論の共通点として認識できる。王，蔡の美育論の音楽教育史的意義は，留日学生の音楽教育論によって既に提唱されていた音楽の感情教育的機能を美育として位置づけ直したこと，音楽教育による知情意の全面発達という教育目的観を明確に打ち出したこと，の二点にあるといえる。

そして，民国初期の教育の基本路線の設計者でもある蔡の美育論は，単なる理念上のものではなく，実践レベルで民国初期の学校教育制度における音楽の位置づけに多大な影響を及ぼしている。蔡の提案に基づいて，美育は道徳を完成させる機能を果すものとして，教育宗旨のなかに取り入れられた。こうして，美育を徳・知・体育と比肩しうるものとして位置付けたことによって，美育の重要な内容を構成している音楽教育の確立のための思想的な土台が作り上げられ，しかも唱歌教育法制度にも大きな変革がもたらされたのである。具体的には，小・中学校及び師範学校の教則にも美育の主旨が導入され，これらの学校において唱歌が必修科目として位置づけるに至った。徳性の涵養と美感の養成を同時に織り込んだ唱歌の目的論も打ち出された。これは教育法制度上，初めて唱歌の美育的機能に焦点を当てた唱歌教育の目的論として注目に値するものである。したがって，中国近代における学校音楽教育は美育理論の確立と呼応するかたちで確立されたのであり，こうして学校音楽教育に関する教育思想の骨格も形作られていったのである。

終章ではこれまでの考察の成果を整理しつつ，清末民初における学校音楽教育論の歴史的の意義を明らかにした。第一に指摘できるのは，清末民初の学校音楽教育論の中国音楽教育史における意義である。当時の知識人によって学校音楽教育に関する理論的探究が展開されていくなか，学校音楽教育の目的，位置づけ及び内容などが明確にされた。このように学校音楽教育の理論的基盤が固められながら，学校音楽教育の実践も開始されていた。これは，それ以前の中国の教育において長らく続いた音楽教育の空白状態に一大変革をもたらしたものであり，従来の音楽教育を不要視・等閑視する考え方に対抗するた

めの理論的基盤を築き上げたものであった。また，近代中国学校音楽教育の成立期における学校音楽教育論によって，音楽が人間の全面発達において不可欠であり，その一翼を担うものとして，学校教育のなかで位置づけるべきであるという，近代学校音楽教育観が樹立された。

第二に指摘できるのは，清末民初における学校音楽教育論が中国の教育の近代化に果した役割である。当時の学校音楽教育論の歴史的展開過程は，音楽教育を含む学校教育の目的，教育内容の面に影響を及ぼしており，中国近代学校教育の歴史的発展に寄与したものと評価すべきである。

学校音楽教育論が展開されるなかで，音楽による感情教育の必要性が提唱されるようになるが，これは，近代化過程において物質的発達を図る実利的教育目的から，人間の精神性・内面性を重視する教育目的へと転換させる意味をもった。この際，音楽教育の感情教育的機能のみが強調されたのではなく，ほかの学校教科との連携を重視することによって，徳・知・体育への貢献も目指されていた。つまり，音楽教育を通して，知情意の調和的人間発達が実現されることが目的とされたのである。さらに，学校音楽教育論の展開は，教育内容面にも影響をおよぼした。当時の留日学生の学校音楽教育実践によって，音楽が教科として取り入れられ，実際の学校教育内容を変貌させた。これは，清末の教育系統における徳育・知育を偏重する教育内容に対抗するものでもあったといえる。さらに注意を向けなくてはならないのは，学校音楽教育の成立が近代中国の教育近代化を促したのは，音楽と人間の感情・感性との関わりに対する当時の知識人の理解が前提となっていたことである。清末から民初にかけて，知識人によって学校音楽教育のための理論的基盤が構築されていく過程では，終始人間の感情・感性に作用する音楽の教育的意義・価値が見出されていたことである。留日学生による音楽教育論においても，王国維と蔡元培の美育論においても，音楽教育が感情教育として定義付けられている。当時の知識人は，国民精神を形成することを課題としていたが，その中で，彼等は音楽による感情教育に着目し，音楽教育を通じた国民の人格形成を図り，それを基盤とした国家の更生を目指したのである。近代中国の学校音楽教育を築き上げた知識人は，中国の近代化を人間の外側から課される問題として捉えるのではなく，近代化の足場を人間それ自体の近代化におくべきものとして認識したといえる。

また，こうしたなか，音楽が人間の感情・感性に教育的機能を果すことで人間の近代化に資するものとして把握され，音楽を通して人間の全面発達が志向されていた。このような考え方は，清末民初における近代中国の啓蒙運動を特徴づけるものと看做すことができる。したがって近代中国でいう啓蒙は，近代ヨーロッパのカント流の，個人が理性の使用によって合理的な政治社会の確保を目指すという啓蒙理念とは異なっている点で特徴的である。

第三に指摘できるのは，孔子をはじめとする儒教の礼楽思想が，当時の知識人が学校音楽教育の理念を構築していくなかで，一つの思想的土台としての役割を果たしていたことである。知識人らは日本や西洋の音楽教育・美学理論を吸収しつつも，中国の音楽教育もしくは美育伝統の豊かさにも目を向け，そこから当時の教育に有意義な要素を引き出した。士大夫として，儒教思想をはじめとする伝統的学問を身につけていた当時の知識人は，ヨーロッパや日本の近代と直面し，それらの近代国家の思想を受け入れる際に，当時の中国の文脈に即して自国の伝統思想を捉え返した上で，再び位置づけていくという，主体的な思索と選択に支えられた受容の姿勢をとっていたのである。

論文審査内容

I　本論文の課題と内容構成

本学位請求論文は，19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての中国，すなわち清末・民初における日本留学高揚期から中華民国初期の学校制度が樹立されるまでの時期を中心に，留日中国知識人が，当時の日本の音楽教育思想からいかなる影響を受け，またそれを近代的な教育改革と連関した試みとしていかに実践していったかを，留日知識人の言説展開を歴史的に追いながら，緻密なテクスト分析を通じて実証的に解明したものである。本論文の構成は以下の通りである。

序章
第一章　中国における近代学校音楽教育の前史として
　第一節　清末における近代学校制度の導入及び音楽教育に対する位置付け
　第二節　清末における音楽教育をめぐる言説
　　—「学堂楽歌」運動興起の思想的土壌という視点から
第二章　明治日本の学校音楽教育
　第一節　明治日本学校音楽教育の成立及びその性格
　第二節　明治日本学校音楽教育におけるヘルバルト主義
　第三節　明治日本学校音楽教育と軍歌の関わり
　第四節　明治日本における美育的音楽教育理念の展開
　第五節　清国留日学生を取り巻く明治 30 年代の音楽教育状況
　第六節　鈴木米次郎と清国留日学生
第三章　留日学生の音楽教育思想—留日学生界の雑誌に見る言説を中心に
　第一節　『新民叢報』に見る音楽教育論—梁啓超と曽志忞の音楽教育思想の比較を中心に
　第二節　李叔同の留日初期の音楽教育思想—『音楽小雑誌』を通して
　第三節　清国留日学生の音楽教育をめぐる言説—留日学生雑誌を通して
第四章　近代中国学校音楽教育草創期における留日学生の音楽教育実践—沈心工の唱歌集分析を通して
　第一節　沈心工の唱歌集の序言に見る音楽教育思想
　第二節　訳書『小学校唱歌教授法』に見る明治日本の唱歌教育論の受容
　第三節　清末における唱歌作成
　第四節　民国初期における唱歌作成—『重編学校唱歌集』を通して
第五章　美育論による学校音楽教育の位置付け
　第一節　「美育」論の首唱者王国維の音楽教育思想—近代中国最初の教育専門誌『教育世界』を通して
　第二節　蔡元培の美育論と「壬子癸丑学制」との関わり
終章　近代中国における学校音楽教育論の歴史的意義
史料，及び引用・参考文献
あとがき

II　論文内容の概要

序章では，本論文の研究課題と目的，分析視座，方法が説明される。清末から民国初期に，留日学生を中心とする知識人のあいだで多様な音楽教育論が提出され，数多くの唱歌集の作成等，近代中国における学校音楽教育が開始されたこと，またそれが当時の知識人の主体的，自発的な働きかけを通じて行われたことを，この時期の音楽教育をめぐる彼らの諸言説を分析することで特徴を明らかにする，という課題設定が論じられる。

第一章では，前史として，アヘン戦争以降の教育法制度の特質や学校音楽教育関係の事項，学校音楽教育をめぐる知識人の言説が検討に付される。中国における近代学校制度の本格的な導入が清朝政府によって「上から」主導されたものであり，儒教道徳注入と国家富強のための教科が中心となる中で音楽は実質的には学校教育内容から除外されていたこと，より広範で抜本的な教育改革が直ちに実行されるべきであるという認識が知識人の間に形成され，康有為，梁啓超をはじめとする維新派は，欧米及び日本の近代学校制度を手本とすることで，近代学校教育の一部に組み込まれた音楽に格別の関心を寄せ，そのことを介して音楽の教育的意義が見直されていったことが論じられる。しかし同時にそれが，単に国外からの影響だけではなく，受容側の内的基盤として儒教の「礼楽思想」が思想的に大きく与っていたことが明らかにされる。

第二章では，清国留日学生の音楽教育活動に多大な影響を及ぼした明治30年代日本の音楽教育をめぐる状況についての論究がなされ，1) 唱歌が「徳性ノ涵養」のための教科として位置付けられていた状況，2) 日清戦争の勃発とともに軍歌を通して子どもの愛国心や尚武精神を養成する気運が醸成された状況，3) 学校音楽教育がヘルバルト主義から多大な影響を受けていた状況が詳細に検討され，それらの特徴が清末の留日学生の音楽教育論においても基本的に踏襲されていたことが明らかにされる。さらに，この時期の日本の音楽教育論が音楽の徳育機能への論究とともに，その美育的教育機能への着目が顕著であるのに比して，清留日学生の音楽教育論形成には美育論の反映が見られないという事実が注意すべきことであるとして論じられる。

第三章では，前章の分析を受けて，20世紀初頭の日本留学高揚期に留日学生によって発行された雑誌にみられる音楽教育関係の言説分析と，それらの主張の背景となる思想上の関連に考察が加えられる。この時期の日本の音楽教育をめぐる状況は，他教科（とりわけ修身科）との連携を重視するヘルバルト主義の「中心統合」の影響と，言文一致唱歌の隆盛が大きな特徴として指摘されうるが，そうした特徴が留日学生の音楽教育論にも色濃く反映されている事情が明らかにされ，その一方で明治30年代に頻繁に唱えられていた唱歌の美育機能に着目する論調は留日学生のあいだにはほとんど見られず，それが国民精神の統合という喫緊の課題意識から生じた意識的な取捨選択の結果であった経緯が解明される。

第四章では，留日学生の唱歌教育思想のより詳細な考察のために，特に沈心工の唱歌集と彼が訳出した石原重雄の『新選小学校唱歌教授法』が分析の対象とされる。この沈の唱歌集には，石原の『新選小学校唱歌教授法』に見られるヘルバルト主義の音楽教育論からの色濃い影響が認められるが，その一方で，石原が美の思想の養成を唱歌教授の直接的目的とし道徳的陶冶を間接的目的としている点で，沈と石原の両者のあいだに相違のあることが論究される。沈の訳書では，石原の唱歌の徳育的効能に関する部分が忠実に訳されているのに反して美的教育機能に関する記述が削除され，また沈の唱歌集では，美感を涵養するための唱歌は極めて僅少であること，そこから明治日本における美育的音楽教育論が，当時の留日学生の音楽教育論には取り入れられなかったことが示される。

第五章では，近代中国学校音楽教育論における美育論の登場，及びそれが学校教育における音楽の位置づけにもたらした影響が解明される。王国維と蔡元培の美育論を詳細に検討しながら，その思想史上の意義を明らかにするとともに，理念上の影響にとどまった王国維の美育論に対し，民国初代の教育部総長を務めた蔡元培の美育論が，近代中国の学校音楽教育に及ぼした実際上の影響が検討されている。その中で美育が徳・知・体育と比肩しうるものとして位置付けられたことで，美育の中核を構成する音楽教育の確立のための思想的な土台が作り上げられ，教育法制度上でも大きな変革がもたらされたとされる。

終章では，これまでの考察の成果を整理しつつ，清末民初における学校音楽教育論の歴史的意義として，第一に，学校音楽教育の目的，内容，意義などが自覚化されることによって，音楽教育を不要視・等閑視する旧来の考え方に対抗するための理論的基盤が築き上げられたこと。第二に，感情教育としての音楽教育という理念を通じて，実利的教育目的をこえた人間の精神性・内面性の調和的発達を重視する教育目的への転換が引き起こされ，これによって近代中国の啓蒙運動の展開に即した音楽教育への意識が興隆したこと。そしてそれが，留日知識人に共有化されていた「礼楽思想」を基礎教養とする「主体的」な思索と選択に支えられた受容の姿勢となっていたこと，が指摘されることになる。

III　論文の評価（独自性と今後の課題）

教育史学会機関誌『日本の教育史学』における年度研究動向報告からも推察されるように，我が国においても近年，清末・民国期中国の教育近代化の諸相を探る研究は顕著な進展を遂げてきている。それらは，主として中国近代学校制度の成立過程とその構造的特質の実証的解明を目指そうとするものと，比較教育学の領域において明治期を中心とした日中教育交流史の視点から中国近代教育史の再構築を試みようとするものとに大別することができ，それなりの研究成果をあげてきている。さらに留日学生・知識人に関する研究も，実藤恵秀による先駆的な調査研究以来，わけても今日の東アジア研究の興隆と相俟って多くの関心が寄せられ，研究の蓄積が見られることは言を待たない。しかしながら本論文がテーマとした領域に関しては，それが近代中国史，近代中国教育史，近代中国音楽史さらには留日知識人の社会史・歴史社会学にまでわたる領域横断的な研究課題であって，まさに学際的な研究テーマであるがために，史料調査や文献解読の困難さ，とりわけ研究枠組みの構築が孕む難しさも与って，管見の限り今日まで若干の紹介的な文献を例外として，本格的な類似の先行研究を見つけることはできない。この意味でも高　君の本研究は近代中国音楽教育の成立史に関する本格的な研究として，未開拓の研究領域に初めて鍬を入れた極めてオリジナリティの高い斬新な研究であると言って過言ではない。

さらにここで指摘しておくべきことは，今日にいたって初めて本論文のような本格的な研究が可能となった諸般の事情である。その一つは，アジアにおける音楽史特有の事情である。近代以降のアジアにおける音楽は，西洋音楽の圧倒的な影響下にあって，従来音楽史を研究する者たちの眼差しは自ずと欧州に向いていた。中国人であるか日本人であるかを問わず，それぞれが欧州の諸言語を学び，欧州の音楽史を主たる研究対象としていたため，事実上隣国の音楽状況について相互に関心を持ちあうことがなかったのが実情である。また，音楽史研究の多くは従来音楽大学の内部で行われることが多く，結果として研究者の関心は自ずと「音楽」自体に傾きがちで，それを生み出し担った思想的背景を厳密な文献資料の解析を通じて探求するという発想や手法への自覚に乏しかった。加えて，中国の学界一般における特有の事情も研究の深化にあたって大きく作用した。中国は歴史上，西欧・日本などの侵略を受けな

がらも，その一方でそれらの国々を自己改革の「模範」として近代化を進めなければならないという矛盾を強いられた。列強の「模範」としての役割を評価することは，とりわけ第二次大戦後においては中国共産党の掲げる反帝国主義・反植民地主義に抵触する微妙な問題である。このようなイデオロギーの影は長く学界を支配しており，状況に変化が生じたのはようやく1990年代以降のことに過ぎない。これらの事柄は本論文を研究史の上に位置づけるにあたって看過してはならない背景であると考えて良い。

したがって高　君の論文は，中国国内においても資料調査が比較的容易になり，実証的研究の意義が理解されるようになってきた時代の先駆けとなるものである。同君は日中両国において現在手にしうる限りの文献を博捜し，文語を含めた中国語の素養と，高度な日本語力を生かして，留日学生による雑誌論文などに見られる多くの一次資料の実証的な分析を丹念に行っている。この点は本論文の最も大きな特徴であり，これまで誰もなし得なかったことである。とりわけ，近代中国における学校音楽教育の成立に与えた日本の影響を，理論・教材・教授法など幅広い視点から実証的に分析したことは，従来事実の「紹介」レベルに過ぎなかった当該領域の研究に方法論上の飛躍的な進歩，すなわちこれまで事実として「紹介」されるのみだった日中の音楽史の接点を「点」としてではなく「面」として叙述しようとしたものとして，極めて斬新であり高く評価できる。

さらに本論文の提起し解明を試みた内容上の独自性を証する点を以下に整理して述べれば，第一に，本論文は，これまでほとんど未開拓であったというべき中国近代音楽教育史の叙述を試みた極めて意欲的なものだということである。中国の「教科」教育史に関する研究とりわけ芸術に関する教科は，「教育近代化」の関心からすれば従来必ずしも主題とされることなく欠落する傾向にあった。こうした一般的傾向に対し，本論文は教育近代化への直接的な有用性が認識されにくい音楽という教科の成立史に敢えて関心を向けることで，却って中国近代教育の構造的特質の解明に資するものであることが明らかにされた。もちろん近代中国において，音楽は自体的価値としてよりもしばしば道徳に結びつけられ，あるいは政治・統治上の道具と見なされてきた。しかし，そうした動向の中にあって高　君は，民国期に音楽をとりわけ「美育」の主軸教科とする所論が展開されていたことに重要な関心を向けたのであり，このことによって，中国でのそのような事例に国家富強の見地からだけではとらえきれない「近代教育」理解の可能性を探ろうとしたのである。この点は，貴重な研究視座であると考えられる。

第二に，一方で，留日学生・知識人による日中の教育交流をいわば不可欠の前提に据えて中国教育近代化を論じ，彼らの留日経験に基づく教育交流が結果として中国教育近代化にとって欠くことのできない礎石をなした点を解明したこと，他方で中国の近代教育が日本や西欧近代の学芸の受容という側面のみならず，自国の伝統的儒教思想の再発見という側面をも有するものでもあったことを明らかにしたことである。本論文では，中国近代教育の成立期における音楽教育論の展開に，当時の教育関係者にとって共通の基礎教養である儒教の「礼楽思想」の影響が指摘されている。教育の組織化を進める上で，当事者たちが近代的音楽教育の導入をスムーズに受け入れることができたのは，まさに儒教の礼楽思想がその思想的背景をなしていたというのである。それは，中国近代教育の先導者たちが，儒教の「礼楽思想」をたんに行為の外的規制を主眼とした「徳育」として再発見したに止まらず，人格の内的・心情的形成としての「美育」としても再発見しえたことの重要性が指摘される。本論文第二，第三，第四章を通じて展開される，近代中国における近代音楽教育の成立史に関するいわゆる原因論をめぐる論究は，たとえば留日学生・知識人たちに及ぼした同時代（明治30年代）の近代日本の影響の分析にとどまら

ず，彼らが礼楽思想を教養基盤とすることで「唱歌」の位置づけを試みていた事実を指摘し，その詳細な分析を通じてこのことを明らかにしている。そして中国音楽教育の近代化が，「外因」（＝西洋からの影響）のみによるものではなく，「内因」（＝儒教の礼楽思想）の支えを得て「主体的」に選択されたものであることが強調されることになるが，その説明根拠のひとつがここにある。中国知識人たちの「主体的」な選択という表現は，論文の中でしばしば繰り返されているが，20 世紀初頭の中国知識人は，西洋文明の洗礼を受ける中，自らの精神的アイデンティティを保つために苦闘を重ねたことは言うまでもない。伝統文化の重みと外来文化の急激な流入に耐えつつ，いかに「主体的」に新時代の文化を構築していくかを解明していこうとする本論文の研究姿勢は，後進国近代化に本質的に突きつけられた思想的文化的課題であって，実のところ 21 世紀の中国にも当てはまる問題であると言える。まさにこの点にこれまで看過されてきた中国近代教育研究の重要な一側面を，つまり本論文の意義を見出すのである。

このように本論文は極めて独創的で，画期的なものであることは言を重ねるまでもないが，今後の研究の進展のためにもここで幾つかの残された課題を指摘しておきたい。

第一に，こうした研究においては，分析対象ないし分析道具としての概念について，その論理的・体系的な吟味に加えていわゆる「概念史」的な考察が必要とされると考えられるが，その点では必ずしも満足しうる程度にまでは達していない。たとえば「徳育」や「美育」さらには「近代化」や「主体性」といった概念の意味は，当然のごとく歴史的被規定性を持っていたはずである。諸概念ついての自覚的分析が研究途上で充分に深められるべきであったろう。第二に，本論文は近代中国における音楽教育論の展開を叙述するものであるが，その教育史的背景をなす中国近代教育制度史に関する説明が必ずしも系統的な形ではなされていない。その結果として，留日学生を中心とした音楽教育関係者たちの所論が実際の音楽教育政策にどのような影響を与えていたのかを具体的事実に即した形で，あるいは時間的経過に対応させた形で理解することにやや難点を感じさせる。もちろん本論文中においてそれらの具体的事実や時間的経過に関する記述が省かれているというわけではないが，論文全体の内容構成や各章での文章叙述において，読者に歴史的経緯の理解を促すための何らかの工夫がなされることを要望しておきたい。第三に，これと関係して本研究に，留日学生・知識人の「教養」全般に関する歴史社会学的，社会史的な研究が交差されていたならば，中国近代教育史の描写が「面」から「立体」へと拡充されたことであろう。第四に，本論文が留日知識人の音楽教育思想分析に主軸を置いた結果，「音楽」自体への内在的分析の不足は否めない。たとえば，留日知識人たちが近代日本の音楽理論や技法の受容にあたって，その背景として礼楽思想を有していたにしても，事実上彼らが出会った音楽は西洋楽器の音色であり，伝統楽器のそれではない。そこには必ず感覚的な衝撃や違和感があったはずで，彼らの「楽」の概念自体を大きく変えたのではないか。留日知識人が唱歌集編纂などを通じて目指したものは，単なる「音楽」教育の確立ではなく，「西洋音楽」（の音階や技法）の普及という意味合いがあったはずであるが，本論文ではその分析つまり音楽学的・音楽社会学的側面の解明に関しては必ずしも充分には論じられていない。第五として，「教育救国」をスローガンとした清末・民初の教育改革は事実上極めて短期間の出来事であったのであるから，その意義を十全に捉えるためにも，五四運動の影響や 1949 年以降の人民中国におけるその後の展開，つまりは 20 世紀 20 年代以降の音楽教育の展開を視野に入れた，近代中国音楽教育史分析の視座も構築が期待されるのである。

残された課題は多岐にわたっておりいずれも難題ではあるが，このことをもって本論文はその価値を些かも減ずるものでなく，当該研究領域の今後の発展にとって貴重な貢献を果たしたものであり，今後

の研究にとって重要な先行研究として位置づけられると確信する。よって審査員一同は，高君提出の本学位請求論文を，博士（教育学）の学位を授与するに相応しい内容のものであると判断し，ここのその旨報告する次第である。

博士（心理学）［平成 19 年 2 月 23 日］

乙　第 4094 号　増田　真也

曖昧性と制御幻想が選好に及ぼす影響

〔論文審査担当者〕

主　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
文学博士　坂上　貴之

副　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
文学博士　三井　宏隆

副　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
心理学博士　伊東　裕司

副　査　東京工業大学社会理工学研究科助教授
Ph.D.　山岸　侯彦

〔学力確認担当者〕

慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員　坂上　貴之

慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員　三井　宏隆

内容要旨

日常生活では，情報が不完全であったり，欠けていたりするような状況で判断や意思決定を求められることがしばしばある。このような曖昧な状況では，最適な選択肢を選ぶことが難しく，決断を下すのは困難であることが多いだろう。

曖昧性忌避 (ambiguity aversion) とは，客観的には等しい成功確率が期待されるが，その期待確率に関する情報の質や量が異なる場面間の選択において，一般に情報が明確な選択場面が好まれ，曖昧な選択場面が避けられる現象を指す。 この現象は Ellsberg (1961) よる問題の例示から注目されることになった。その 1 つは，壷の中から玉を取り出すという賭けにおいて，当たりの玉とはずれの玉が 50 個ずつ含まれているような壷 1 と，合計で 100 個の玉が入っているが，玉の比率が不明で当たりが 0 から 100 個までのどれもがあるような壷 2 のどちらで賭けをしたいかというものであった。この問題では壷 1 だけでなく，壷 2 も当たりの確率が 50%であると推測するのが妥当であるが，後者は確率が曖昧であり，推測の自信が低くなることから避けられるというのである。

上の問題は 2 色問題 (two-color problem) と呼ばれている。2 色問題について，人々に実際に回答を求めると，Ellsberg が予想した通り，曖昧な選択肢が避けられた。Ellsberg はこの他に 3 色問題 (three-color problem) と呼ばれる課題も提案しているが，いずれも主観的期待効用理論 (subjective expected utility theory) の公理の侵犯を示す現象として注目を浴び，多くの研究がなされてきた。